

幸手市住宅リフォーム資金補助のご案内（令和 7 年度後期分）

受付期間：8月27日（水）から9月2日（火）まで ※土曜、日曜は除く

市民の方が、市内の施工・設計業者に依頼して、住宅の改良・改善工事または設計業務を行う場合に、その費用の一部を補助します。補助金額は税抜き工事・設計費の5%（上限10万円）で、予算の範囲内となります。受付期間に予算額を超える申込みがあった場合には抽選を行います。混雑解消のため来庁の分散化にご協力をお願いいたします。

住宅の改良・改善工事、
設計業務とは？

裏面の【住宅リフォーム資金補助の対象となる工事及び設計】をご覧ください。

補助金額は？

工事・設計費（税抜き）の5%相当額（千円未満切捨て） 上限10万円

補助の要件は？

（全ての項目に該当する
必要があります）

- (1) ☐ 申請及び補助決定前に着工・着手していないこと。
- (2) ☐ 対象住宅が過去にこの資金補助を受けていないこと。
- (3) ☐ 市内の施工・設計業者に発注すること。
- (4) ☐ 市内の対象住宅に居住していること。
※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ
- (5) ☐ 工事・設計費が税抜き20万円以上であること。
- (6) ☐ 令和8年2月末日までに完了すること。
- (7) ☐ 市税又は市の各種資金貸付制度を滞納していないこと。
- (8) ☐ 市のほかの助成制度による補助対象工事でないこと。
- (9) ☐ 裏面の対象工事・設計に該当すること。

申込みの手続きは？

（申請者本人もしくは
ご家族がお越しください）

受付期間：8月27日（水）から9月2日（火）まで

※土曜、日曜は除く

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：第二庁舎1階 建築指導課窓口

提出物：①申請書 ②見積書のコピー

※上記期間内で予算を超える申込みがあった場合は、**抽選**となります。

先着順ではありませんので、受付時間外から並ぶ必要はありません。

※上記期間内で予算額に余りが出た場合、それ以降は先着順として予算額の範囲内で受付を継続します。

補助金交付対象者として決定した通知書が届き次第、着工・着手が可能になります。（9月中旬ごろ）

なお、補助の要件に合わない等の理由で交付対象者とはできない場合にもその理由を記載した通知書をお送りします。

着工・着手はいつから？

工事または設計

完了後は？

（領収書受領後に速やかにご提出をお願いします。）

提出物：①完了報告書②施工前・後の写真③領収書のコピー
調査・設計業務の場合：設計図書、調査報告書添付
増改築工事の場合：検査済証のコピー添付
※必ず施工前と施工後の写真を撮っておいてください。

※工事等を中止する場合、速やかに建築指導課までご連絡ください。

※工事費が増額となった場合でも補助金を増額することはできません。

※後日、交付審査結果通知書及び交付請求書をお送りしますので、必要事項を記入していただき、窓口にご提出ください。

【住宅リフォーム資金補助の対象となる工事及び設計】

1 改築工事	住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
2 増築工事	住宅部分の床面積を増加させる工事
3 修繕・模様替え	屋根や外壁の塗り替え、バルコニーの防水塗装等、フローリングや壁紙の張り替え、和室から洋室への改修等
4 設備工事	キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなどを改修する工事
5 公共下水等への接続工事	宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道等へ接続する工事
6 設計業務	上記の工事を行うための調査・設計業務

補助対象外となるものの例

- 工事を伴わない物置やルームエアコン・インテリア機器等の物品の購入、設置等
 - 市の他の補助金と併用するもの
 - 単にシロアリ駆除等を目的としたもの
 - 単に外構工事を行うもの
 - 単に解体工事のみ
 - 太陽光発電システム設置、合併浄化槽への転換工事（環境課の補助制度があります）
- ※実施する工事または設計が補助の対象となるか不明な場合には事前にお問い合わせください。

問合せ先 幸手市 建設経済部 建築指導課 電話 43-1111（内線）572・573

